

法第5条第1項又は第2項の認定申請（注文住宅等（新築））

戸数	(A)	(B)	(C)
1	13,500	13,500	50,900
2～5	4,900	4,900	24,000
6～10	4,100	4,100	19,200
11～25	2,700	2,700	15,100
26～50	2,200	2,200	13,600
51～100	1,600	1,600	11,600
101～200	1,400	1,400	10,800
201～300	1,200	1,200	10,300
301～	1,000	1,000	9,400
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第5条第1項若しくは第2項の認定申請（注文住宅等（増改築））
又は法第5条第6項若しくは第7条の認定申請（住宅等（建築行為なし））

戸数	(A)	(B)	(C)
1	20,300	20,300	76,400
2～5	7,400	7,400	36,000
6～10	6,100	6,100	28,800
11～25	4,100	4,100	22,700
26～50	3,300	3,300	20,400
51～100	2,500	2,500	17,500
101～200	2,100	2,100	16,200
201～300	1,800	1,800	15,400
301～	1,500	1,500	14,200
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第5条第3項又は第4項の認定申請（建売住宅等（新築））

戸数	(A)	(B)	(C)
1	10,500	10,500	47,900
2～5	3,900	3,900	23,000
6～10	3,300	3,300	18,400
11～25	2,100	2,100	14,500
26～50	1,800	1,800	13,200
51～100	1,400	1,400	11,400
101～200	1,200	1,200	10,500
201～300	1,000	1,000	10,100
301～	800	800	9,200
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第5条第3項又は第4項の認定申請（建売住宅等（増改築））

戸数	(A)		(C)
1	15,800		71,900
2～5	5,900		34,500
6～10	5,000		27,600
11～25	3,200		21,800
26～50	2,700		19,800
51～100	2,100		17,100
101～200	1,800		15,800
201～300	1,500		15,100
301～	1,200		13,900
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等）法第5条第1項又は第2項関係（注文住宅等（新築））

戸数	(A)	(B)	(C)
1	7,300	7,300	26,000
2～5	2,500	2,500	12,100
6～10	2,100	2,100	9,600
11～25	1,300	1,300	7,600
26～50	1,100	1,100	6,800
51～100	800	800	5,800
101～200	700	700	5,400
201～300	600	600	5,100
301～	500	500	4,700
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等）法第5条第1項若しくは第2項関係（注文住宅等（増改築）又は第6項若しくは第7項関係（住宅等（建築行為な

戸数	(A)	(B)	(C)
1	10,700	10,700	38,700
2～5	3,800	3,800	18,100
6～10	3,100	3,100	14,400
11～25	2,000	2,000	11,400
26～50	1,600	1,600	10,200
51～100	1,200	1,200	8,700
101～200	1,000	1,000	8,100
201～300	900	900	7,700
301～	700	700	7,100
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等）法第5条第3項又は第4項関係（建売住宅等（新築））

戸数	(A)	(B)	(C)
1	5,800	5,800	24,400
2～5	2,000	2,000	11,600
6～10	1,700	1,700	9,200
11～25	1,000	1,000	7,300
26～50	900	900	6,600
51～100	700	700	5,700
101～200	600	600	5,200
201～300	500	500	5,000
301～	400	400	4,600
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（B） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け住宅性能評価と一体申請し住宅性能評価書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等）法第5条第3項又は第4項関係（建売住宅等（増改築））

戸数	(A)		(C)
1	8,400		36,400
2～5	3,000		17,300
6～10	2,500		13,800
11～25	1,600		10,900
26～50	1,300		9,900
51～100	1,000		8,500
101～200	900		7,900
201～300	700		7,500
301～	600		6,900
審査区分（A） 申請者があらかじめ登録性能評価機関の審査を受け確認書を添付したもの			
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合			

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等以外）法第5条第1項又は第2項関係（注文住宅等（新築）

戸数	(C)
1	7,300
2～5	2,500
6～10	2,100
11～25	1,300
26～50	1,100
51～100	800
101～200	700
201～300	600
301～	500
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等以外）法第5条第1項若しくは第2項関係（注文住宅等（増
又は第6項若しくは第7項関係（住宅等（建築行

戸数	(C)
1	10,700
2～5	3,800
6～10	3,100
11～25	2,000
26～50	1,600
51～100	1,200
101～200	1,000
201～300	900
301～	700
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等以外）法第5条第3項又は第4項関係（建売住宅等（新築）

戸数	(C)
1	5,800
2～5	2,000
6～10	1,700
11～25	1,000
26～50	900
51～100	700
101～200	600
201～300	500
301～	400
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等以外）法第5条第3項又は第4項関係（建売住宅等（増改築

戸数	(C)
1	8,400
2～5	3,000
6～10	2,500
11～25	1,600
26～50	1,300
51～100	1,000
101～200	900
201～300	700
301～	600
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第9条第1項又は第3項に基づく変更申請（譲受人決定時）（建売住宅等（新築））

戸数	(C)
1	6,000
2～5	2,000
6～10	1,500
11～25	1,000
26～50	800
51～100	500
101～200	500
201～300	400
301～	300
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第9条第1項又は第3項に基づく変更申請（譲受人決定時）（建売住宅等（増改築））

戸数	(C)
1	8,000
2～5	2,600
6～10	2,000
11～25	1,400
26～50	1,000
51～100	700
101～200	600
201～300	500
301～	400
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

法第10条の承認申請（地位承継の承認）

戸数	(C)
1	3,000
2～5	1,000
6～10	800
11～25	400
26～50	400
51～100	300
101～200	200
201～300	200
301～	100
審査区分（C） 申請者が直接認定申請する場合	

容積率特例許可申請

区分	容積率の特例許可の申請手数料
敷地	160,000円